

保守化する連邦最高裁と医療政策への影響

京都橘大学経済学部教授

高山 一夫



保守化する連邦最高裁

アメリカ連邦最高裁判所は、2022年6月24日、妊娠15週以降の人工妊娠中絶 (abortion、以下、中絶) を禁じたミシシッピ在胎週数法 (Mississippi's Gestational Age Act) の合憲性が争われた「ドブス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス訴訟」において、世界中の耳目を集めた判決 (以下、ドブス判決) を下しました^{①)}。連邦最高裁は、ミシシッピ州法を合憲と判断したばかりか、中絶を合衆国憲法修正第14条に基づくプライバシーの権利のひとつとして認めた1973年の「ロー対ウェイド判決」(ブランド・ペARENTFOOD対ケイシー判決) (以下、ロー・ケイシー判決) を破棄し、中絶の可否を州法に委ねる判断を下したのです^{②)}。

連邦最高裁は、中絶の権利だけではなく、公共の場での銃の隠匿携帯を規制したニューヨーク州の銃規制や、発電所が排出する温室効果ガスに対する環境保護庁の規制に対しても、それぞれ違憲との判決を下しました^{③)}。中絶や銃規制、環境規制といった社会的イシューをめぐる鋭い対立―「文化戦争」(culture-war) とも呼ばれます―が生じている最中に、連邦最高裁が共和党とそれを支持する保守層に有利な判決を次々と下したわけです。このことから、連邦最高裁において、歴史的な「保守革命」(conservative revolution) が生じたと評する議論もあります^{④)}。

たしかに、連邦最高裁の判事9名のうち、ロバーツ長官を含め6名が、共和党の歴代大統領が指名した者で占められており、政治的には保

守の立場にある判事が多数を掌握しているのは間違いありません。しかしながら、連邦最高裁判所の判事ともなれば、自らの政治的信条ではなく、あくまで司法を担う立場から判断を下すことが要請されます。加えて、保守派の判事といえども一枚岩ではなく、意見が相違するケースが少なからず見られます。例えば、2020年の開廷期において、保守派のトーマス判事が多数意見 (major opinion) に与した割合は、リベラル派の3名の判事すら下回っていました^{⑤)}。医療政策との関わりでは、共和党が成立当初からオバマケア法 (Affordable Care Act、以下、ACA) に反対を続けてきたにもかかわらず、連邦最高裁は3度にわたり、その訴えを退けてきました^{⑥)}。このことから、連邦最高裁の判決を単純に判事らの政治的信条に帰着さ

せることは、適切ではないと考えます。
そこで今回の連載では、ド布斯判決について少し掘り下げるとともに、ACA違憲訴訟との比較を行いたいと思います。

ド布斯判決の経緯と 最高裁における多数意見

「ド布斯対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス訴訟」は、ミシシッピ州で中絶を実施している唯一の医療機関であるジャクソン・ウィメンズ・ヘルスが、妊娠15週以降の中絶禁止を定めた州法に違反するとされたことを不服とし、そもそも州法がロー・ケイシー判決に違反していると連邦地方裁判所に訴えたことにより、原審の連邦地裁および控訴審の第5巡回裁判所は、ジャクソン側の訴えを認め、州法の施行を一時的に差し止めました。

しかし、連邦最高裁は、ミシシッピ州法を6対3で合憲と判断しました。保守派とリベラル派とで明確に判断が分かれたわけですが、興味深いことに、ロー・ケイシー判決の破棄に関しては、ロバート連邦最高裁長官が反対に回ったため、5対4の結果となりました。ロ

バート長官は、提出した同意意見 (concurrent opinion^⑤) において、判決はあくまでミシシッピ州法の合憲性の判断にとどめるべきであること、また、ロー・ケイシー判決とその後の判例をふまえて、女性には中絶が認められる「合理的な機会」 (reasonable opportunity) をもつ権利を有するとまで主張しました^⑧。

ド布斯判決の多数意見は、アリート判事が執筆し、トーマス判事、ゴッサッチ判事、カバノー判事、バレット判事が賛成しました。いずれも保守派の判事です。多数意見は、冒頭の要約部分において、下級審の判決を退け、①合衆国憲法は中絶について言及していないこと、また、②中絶はアメリカの歴史と伝統にも深く根差したものだと言い難く、よって合衆国憲法修正第14条1項の適正手続き条項 (the Due Process Clause) に基づく権利^⑨としても認められないとしました^⑩。多数意見では、修正14条が制定された1868年時点では4分の3の州において中絶が犯罪であったとわざわざ追記しています。そして、中絶は、ロー・ケイシー判決という「潜在的な生命」 (potential life) あるいは本件でいう「生まれる前の人間」 (unborn human being) を破壊する (destroy) という点におい

て、ほかのプライバシーの権利とは明らかに異なると明言しました^⑪。

多数意見は、ロバート長官の同意意見に対しても反論しています。すなわち、①中絶が合法とされる妊娠週に関しては各州でばらつきがあり、ミシシッピ州法のみを合憲とした場合、それ以外の州の規定についても、今後、各裁判所が判断を迫られることになること、また、②「合理的な機会」をもつ権利について、その基準や例外状況をどう定めるかが問題となるとして、長官の意見を退けました^⑫。多数派意見におけるロー・ケイシー判決の破棄は、アリート判事ら5名の保守派判事が、リベラル派のみならず、同じ保守派に属するロバート長官の抑制的な中立的な意見をも押し切ったことで、決定されたわけ^⑬です。

なお、アメリカにおける中絶の状況を確認すると、2019年の中絶件数49万1901件のうち、47万374件 (95.6%) が15週以下 (うち10週未満は79.3%) で、16週以降は2万1527件 (4.3%) に過ぎません。同年のミシシッピ州では、中絶数の合計3194件のうち、16週以降は16件 (0.5%) にとどまります^⑭。ただし、ミシシッピ州内で中絶を実施す

る医療機関はジョンソン・ウイメンズ・ヘルス
しかないため、中絶を諦めたケースや統計に上
がってこないケースもあると思います。

ACA違憲訴訟との比較

ACA違憲訴訟において、連邦最高裁は、こ
れまでに3度の判決を下しています。1回目
は、医療保険未加入者に対する罰金(individual
mandate)な⁽¹⁵⁾はshared responsibility⁽¹⁶⁾、以
下、罰金制度)とメディケイド拡充について争
われた2012年の「全米独立企業連盟対セベ
リウス訴訟」、2回目は、連邦政府が開設した
取引所における保険料補助をめぐる2015年
の「キング対バーウェル訴訟」、そして3回目は、
罰金がゼロに引き下げられたことを論拠とする
2021年の「カリフォルニア州対テキサス州
訴訟」です⁽¹⁵⁾。

これら一連の訴訟では、1回目の裁判が最も
厳しく、2014年からの法の施行が危ぶまれ
るほどでした。ACAの根幹というべき罰金制
度について、ロバーツ長官が共和党の期待に反
してリベラル派判事に与し、5対4で辛うじて
合憲との判断が下されたことで、ACAは存続

し得たといっても過言ではありません⁽¹⁶⁾。ただ
し、長官の意見はやや複雑で、リベラル派の
4判事が主張した、罰金制度を州際通商条項
(commercial clause)により正当化する主
張については、他の保守派判事と同じく反対し
ました。州際通商条項は、ニューデール以来、
連邦政府の経済政策や経済的規制を正当化す
る法的根拠とされたからです⁽¹⁷⁾。それに代えて、
長官は、罰金制度の法的根拠を議会の課税権限
(taxing power)に求め、罰金制度が実質的
に医療保険を購入しない者に対する課税とみな
すことができる以上、合憲であると判断しまし
た⁽¹⁸⁾。合憲性の根拠を議会の課税権限に求めた
ことについては、罰金額がなおゼロに引き下げ
られている現状では、3回目の違憲訴訟だけで
なく、将来にわたる火種を残したと言わざるを
得ません。

今回のロー・ケイシー判決の破棄にみられる
ように、連邦最高裁の保守派判事らが、社会的
イシューをめぐる、今後も積極的に法や判例
の見直しを行う可能性は否定できません。ただ
し、ACAについては、連邦最高裁が制度を大
きく揺るがすような判断を下す可能性はかなり
低いと思います。その理由として、すでに3回

の違憲訴訟においてACAはいずれも合憲とさ
れ、とくに3回目の違憲訴訟は現在の判事らに
よって棄却されていること、また、民主・共和
両党ともに明確な代案や改革法案が党内で固
まっておらず、それゆえにACAが現状では政
治的争点となっていないことを指摘できます。

さらに、ACAに対する支持率が比較的高い
ことも見逃せません。カイザー・ファミリー財
団が実施した世論調査によれば、2022年3
月時点で、ACAの支持割合は、共和党支持層
21%、民主党支持層87%、無党派層58%でした⁽¹⁹⁾。
無党派層の6割近く、また共和党支持層の2割
までもが、ACAを支持しているわけです。そ
の背景には、取引所経由での医療保険加入の増
大や、既往歴(pre-existing conditions)のあ
る者の保険加入に対する法的な保護など、AC
Aが実現した医療保障制度面での改善があるこ
とを指摘できます。そしてACAがアメリカの
医療保障を大きく改善した以上、保守化した連
邦最高裁といえども、新たな立法でもなければ、
司法として独自にその改廃に踏み込むことはな
いと考えます。

文



- (1) *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*, https://www.supremecourt.gov/opinions/21pdf/19-1392_6j37.pdf
- (2) *Roe v. Wade*, 410 U. S. 113, *Planned Parenthood of Southeastern Pa. v. Casey*, 505 U. S. 833
- (3) *New York State Rifle & Pistol Association, Inc. v. Bruen*, *West Virginia v. Environmental Protection Agency*
- (4) A. Thomson-DeVeaux and L. Bronner, "The supreme court's conservative revolution is already happening", <https://fivethirtyeight.com/features/the-roberts-court-vs-the-trump-court/> (最終閲覧日：2022年7月25日、以下、同じ。)
- (5) *ibid.*
- (6) 高山一夫「アメリカの医療政策動向(13) アメリカ雇用計画の行方とACA法違憲訴訟の顛末」『文化連情報』521号、2021年8月、50-53頁。
- (7) 多数意見と結論は同じであるものの、理由付けが異なる意見をいいます。なお、アメリカの連邦最高裁（州裁判所も同様）では、日本の最高裁と同様に、各裁判官の意見が表示される個別意見制を採用しています。
- (8) (1)の文献、72-74頁。(pdfファイルのページ番号)
- (9) 合衆国憲法修正第14条1節(1868年改正)は、「州は、何人からも、法の適正な手続きによらずに(without due process of law)、その生命、自由または財産を奪ってはならない」と定めています。この条項とその後の判例により、合衆国憲法に明示されていないものであっても、それがアメリカの歴史と文化に深く根差したものであれば、正当な権利として認められると解釈されます。
- (10) (1)の文献、1-8頁。
- (11) 同上、4頁。
- (12) 同上、76頁。
- (13) なお、トーマス判事も別に同意意見を提出し、中絶だけではなく避妊や同性婚といった権利も法的な適正性を欠くと踏み込んだ主張をしました。他方、リベラル派に属するケイガン判事、ソトマイヨール判事、ブライヤー判事（後任はジャクソン判事）は、中絶の禁止は望まない妊娠を女性に強制することであり、両性の平等と女性の自己決定権を侵害すると批判しました。さらに、合衆国憲法修正第14条と異人種婚に関する判例を援用しつつ、中絶もアメリカの歴史に根付いた権利であると反論しました。
- (14) CDC, *Abortion Surveillance- United States, 2019*, Table 10.
- (15) *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, 567 U.S. 519, *King v. Burwell*, 576 U.S. 988, *California v. Texas*
- (16) なお、いまひとつの争点であったメディケイド拡充については、リベラル派の判事も含めて7対2でACAの規定が違憲と判断されました。この判決により、メディケイド拡充を実施しない州に対しても、連邦負担金が従来通り交付されることになりました。
- (17) 1995年の最高裁判決 (*United States v. Lopez*, 514 U.S. 549) により、州際通商条項の適用について制限が加えられるようになりました。
- (18) *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, <https://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/11-393c3a2.pdf>, p. 4.
- (19) Kaiser Family Foundation, "KFF Health Tracking Poll: The Public's Views on the ACA"